

「道の駅」における受動喫煙防止対策の徹底してほしい。

—行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせんに対する中部地方整備局の回答（要旨）—

総務省中部管区行政評価局は、下記の行政相談について行政苦情処理委員会（座長：西讓一郎）の意見を踏まえ、令和3年3月18日、中部地方整備局に対してあっせんを行いました。同年6月4日、同局から以下のとおり回答がありました。

（行政相談の要旨）

ドライブ中、トイレ利用のため、「道の駅」美濃白川（岐阜県加茂郡白川町）に立ち寄った。駐車場からトイレに向かったが、その通路の途中に喫煙場所（灰皿、ベンチ）が設置されていたため、そこを通過する際、受動喫煙の被害を受けてしまった。

当該喫煙場所の後背壁面には道路情報の画面表示があるが、喫煙場所に近いため、非喫煙者はサービスの利用を躊躇するのではないかと感じた。

「道の駅」は、子どもを含む幅広い年齢層の人々が利用する公共施設であるので、受動喫煙防止対策を徹底してほしい。

中部管区行政評価局のあっせん要旨	中部地方整備局の回答要旨
<p>中部地方整備局は、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 管轄区域内の「道の駅」のうち、自ら設置した情報提供施設等に係る受動喫煙防止対策状況を定期的に点検し、改善等が必要と認められる箇所については管理を行う市町村等に措置を促すこと。</p> <p>② また、今回、改善が必要と認められ管理を行う市町村等が自主的に講じた改善事例を管轄区域内の「道の駅」設置者等に情報提供し、同様の点検及び対策の推進を促すこと。</p>	<p>管轄区域内の「道の駅」のうち、自ら設置した施設については、既に改善が図られているが、今後、定期的に受動喫煙防止対策状況を点検し、改善等が必要な場合は管理を行う市町村等に措置を促してまいります。</p> <p>また、市町村等が自主的に講じた改善事例等を管轄区域内の「道の駅」設置者等に情報提供いたしました。</p>